

再生可能エネルギーにおける系統接続等に関する意見書

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年6か月が経過した。当県では、いまだに原子力災害が収束していないことに加え、県内外に12万人を超える県民が避難生活を余儀なくされているなど、極めて厳しい状況が続いている。

当県においては、復興を成し遂げるためには、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会が必要との認識のもと、再生可能エネルギーの飛躍的推進を復興の大きな柱と位置付け、2040年頃までに県内で必要とするエネルギー相当分以上を再生可能エネルギーにより生み出すという意欲的な目標を掲げ、その「先駆けの地」実現を目指し、必要な施策を全力で推進してきたところである。

また、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、世界初の本格的な事業化を目指した大型浮体式洋上風力の実証研究や独立行政法人産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」の本年4月開所等の取組を踏まえ、福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指すと明記されたところである。

このような中、9月30日の東北電力（株）による系統接続保留が決定されたことは、当県の再生可能エネルギー推進と産業振興の根幹を揺るがす重大な問題である。

よって、国においては、再生可能エネルギー事業の更なる推進を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 送配電網を増強するとともに、電力系統の広域運用の強化、揚水発電や蓄電池の活用等により、電力需給の調整力を確保すること。
- 2 既に事業を着手した再生可能エネルギー発電事業者への経過措置及び系統接続保留の早期解除のための対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗